

第4回川口市総合計画審議会 会議録

会議の名称	第4回川口市総合計画審議会
開催日時	令和7年2月21日（金） 午後1時から午後2時10分
開催場所	第一本庁舎 601大会議室
出席者	（会 長）伊藤会長 （副会長）金井副会長 （委 員）箕輪委員、宇田川委員、若谷委員、芝崎委員、板橋委員、 廣瀬委員、福井委員、長堀委員、小嶋委員、長江委員、 山喜委員、宇佐美委員、浅羽委員、瀧澤委員、 （その他）竹内政策審議室長、石田政策審議員、若谷政策審議員、 横野政策審議員、鹿岡政策審議員、 中村企画財政部長、稲垣次長兼企画経営課長、 宇田川企画係長兼課長補佐、藤木主査、舩津主査、 菅原主任、豊島主事 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング西尾氏、杉山氏
会議内容	■ 開 会 ○議事 （1）基本構想について （2）基本計画総論について ○その他 ■ 閉 会
会議資料	次第 委員名簿および席次 第6次総合計画の構成 資料1「基本構想」 資料2「基本計画総論」 資料3「第6次川口市総合計画施策体系案」 「総合計画審議会開催スケジュール（案）」
発言内容	1 開会 2 議事 【会長】 本日の会議録署名人は、会長と廣瀬委員、福井委員の3名である。 本日の会議では、基本計画について具体的な審議に入る。 （1）基本構想について

	【会長】 前回審議した基本構想について、委員の皆様からの意見を踏まえた調整の結果を事務局より報告する。 【事務局】 基本構想について、1月31日の第3回審議会において委員から出た意見を踏まえて若干案文の修正等を行ったので報告する。手元の資料1にて、修正した箇所を赤字で示している。 主な修正点は下記の通りである。「4－3 基本理念」について、各項目に出てくる「まち」をひらがなに統一し、3項目とも文末を「推進します」として、統一感を持たせたこと。基本理念2つ目について、前案では、「多様な市民の」となっていたが、「多様な」は「価値観、ニーズ、ライフスタイル」を説明するフレーズであることが正しく伝わるよう、「市民の多様な価値観、ニーズ、ライフスタイル」と修正したこと。4ページ目の「めざす姿③」について、3行目の表現を少し緩やかに修正したこと。「めざす姿⑤」と「同⑥」の順を、序論で示した順と揃えて入れ替えたこと。 また、2ページの基本理念について、自治基本条例との整合が図られているかとの質問があったため、説明する。自治基本条例における「市民」の定義は、「市内に在住、在勤もしくは在学する者、または公益を目的として市内で活動する者」となっていることから、基本理念の2つ目の後段で、「市民ひとり一人の笑顔が輝き、ずっと住みたいと思えるまちづくり」とあることについて、住んでいない市民も市民だとすると、ここで「住みたい」というのはいかがか、という意見であった。「住みたいと思えるまち」の対象は、本市に実際に住んでいる人のみというわけではなく、住んでいる人にとって「住みたいと思えるまち」となることは、川口市で働く、または学ぶ人等にとっても、当然よいまちになるということであると考え、その上で、市民という定義の大部分を占めている在住の人をその代表的な存在として想定し、「住みたいと思えるまち」と表現した。このような考えから、原案のままとしたい。 その他の意見についても、今後基本計画や個別の施策を検討する中で参考にしたい。 【会長】 ただ今の説明について、委員から意見・質問等はあるか。 【委員】
--	--

	住んでいない市民まで市民といえる、という点に納得がいかない。 【事務局】 市民の定義は別途検討する。 【委員】 委員の発言に関連して、川口市の外国人問題に関する SNS の発信は、市外の人によるケースが多い。ネガティブな考え方ではあるが、市民の定義を幅広く取るのは危険ではないか。 【事務局】 前回審議会の指摘を踏まえ、文章として通っているか、という観点で修正を行ったものである。市民の定義については、川口市自治基本条例で定められており、条例自体の検討が必要になると考えている。条例の方で検討されれば、それに合わせて再検討したい。ご発言の趣旨については、できるだけ反映できるように検討したい。 【委員】 「川口市自治基本条例の趣旨を尊重する」の文言を削除すると不都合があるのか。 【事務局】 川口市自治基本条例の中に、まちづくりの考え方や総合計画についても書かれているため触れているが、意見を踏まえて内部で検討する。 【委員】 先ほどの説明について、もう一度説明してほしい。 【事務局】 川口市自治基本条例の市民の定義によると、「市内に在住、在勤もしくは在学する者、または公益を目的として市内で活動する者」となっていることから、基本理念の2つ目の後段で、「市民ひとり一人の笑顔が輝き、ずっと住み続けたいと思えるまちづくり」とあることについて、住んでいない市民も市民だとすると、ここで「住み続けたい」というのはいかがか、という意見であったと認識している。「住み続けたいと思えるまち」の対象は、本市に実際に住んでいる人のみという文言通りの意味ではなく、解釈とし
--	--

	ては、住んでいる人にとって「住み続けたいと思えるまち」となることは、川口市で働く、または学ぶ人等にとっても、当然よいまちになるということであると考えられることから、市民という定義の大部分を占めている在住の人をその代表的な存在として想定し、「住み続けたいと思えるまち」と表現した。 【委員】 説明を聞いて初めて理解・納得できる内容である。説明文を入れるなどする必要があるのではないか。 【委員】 川口市自治基本条例の策定に関わり、住み続けていない市民の立場から申し上げるが、「関係人口」という言葉はスタンダードになっていて、市に住んでいない人も含めて市民とすることにはご理解いただけるかと思う。住んでいない人からの川口市への批判は有り難くないかもしれないが、批判をする人も、川口市がよくなってほしいという意味で批判していることが多いのではないか。 その上で、住んでいない人が「住み続けたい」というのは論理矛盾しているという指摘はもっともだが、他の自治体の例を見ても、基本理念で市民についてそこまで厳格に規定しないことが多い。「住んでいる人」と「訪れている人」のように分けて記載する自治体もあるが、多くの自治体では「関わっている人」といった表現で、住んでいない人も市民に含めているケースが多い。 【委員】 市民の定義は市民の権利に深く関わるため、議会でも常に議論になるところである。定義を分かりやすく、はっきりとしてほしい。 【委員】 他の自治体では、本文に記載しきれない内容を巻末に記している例もある。ページ下部の脚注や巻末において説明を入れるとよいのではないか。 【事務局】 市民の定義については議論があった通りだが、巻末に用語集を入れることは検討したい。
--	---

	【会長】 他にあるか。 【委員】 質問等なし。 (2) 基本計画総論について 【事務局】 資料2をもとに、1項目ずつ説明する。 ①基本計画策定の趣旨 【事務局】 まず、基本計画の位置づけについて説明している。基本計画は、この前 にある基本構想で掲げた基本理念や将来都市像、めざす姿の実現に向けて、 重要な施策を定めるものであり、施策の実現にあたっては、時代の流れを 先取りし、市民ニーズに適切かつ柔軟に対応することが必要であること。 さらには、まちづくりの推進にあたっては、行政だけでなく、多様な主体 とともに進め、本市だけでなく、広域的な視点で、国・県・近隣都市とも 連携を図りながら、施策を実現させていくことを述べている。 次に、基本計画の構成についてである。基本計画は、基本構想で示され た8つの「目指す姿」ごとに、施策が体系的に位置づけられ、さらには各 論として、人口推計や社会状況や市民ニーズの変化を踏まえ、施策ごとに 目標や期待する成果、主な取り組みを整理する。また、基本計画の中には、 それぞれの施策を市内各地域の特徴をふまえ、地域のまちづくりの視点か らまとめた地域別計画も作成する。一番下層の個別計画は、各事業分野で のより具体的な取り組みを示す計画として、例えば、地域福祉計画や、子 ども未来計画、地域防災計画など、総合計画との整合性を確保して策定さ れるものを指す。 計画期間は前期と後期に分かれており、それぞれ5年間である。多様化 する課題や市民ニーズ、変動する社会情勢に柔軟に対応し、5年ごとに見 直しを図る。 続いて、基本計画を策定するにあたっての方向性について、4点にまと めている。1点目は、新型コロナウイルスの影響や外国人住民の増加、自 然災害、DXの進展等の、本市を取り巻く社会情勢を適切に把握し、中長期 的な視点から、新たな課題に対応できるような計画となるように策定する という点である。2点目は、基本理念で謳っているように、計画実施にあ
--	---

たっては、行政だけでなく市民や企業も含めた多様な主体と連携して実施していく計画となるよう策定すること。3点目は、各施策がSDGsの具体的なゴールについて、どのように貢献につながるのかを明示し、施策の実施がSDGsの達成にも資するようにするとともに、長期的な視点に立って、持続可能なまちづくりにつながる計画とすること。4点目は、中核市としてのメリットを活かし、迅速で効果的な行政サービスの提供ができる計画とすること。

【会長】

ただ今の説明について、委員から意見・質問等はあるか。

【委員】

「多様な主体」という表現が、1ページ目「基本計画位置づけ」の下から3行目と、2ページ目の1つ目の■で出てくるが、後者では「市民や企業等も含めた」と説明も含めた表記となっているのに対し、前者では説明がなく分かりづらい。2ページ目の「市民は市政の主人公です。」という表現の流れからすると、「市民参加で」といったイメージしやすい表現を加えるのがよいのではないか。

1ページ目の「基本計画の構成」の2段落目に「各論」とあるが、これは右図「総合計画のイメージ」の基本計画の各論に該当するのか。こちらでも分かりにくいため、「総合計画のイメージ」と併せて「基本計画各論」とした方がよいのではないか。

同じく「基本計画の構成」の3段落目に「これらの施策を」とあるが、前段から改段落しており、何を示すのかが分かりにくいため、表現を検討してほしい。

【事務局】

指定された部分の表現について、より分かりやすいものとなるよう工夫したい。第5次総合計画では「基本計画各論」と記載されていたため、第5次総合計画との整合も確認したい。

【委員】

委員の2点目の質問について、別紙「第6次川口市総合計画の構成」では「5-2基本計画各論」までとなっており地域計画の記載がないが、資料2右図の「総合計画のイメージ」と整合していないのではないか。

	【事務局】 構成「５－２」の下に「５－３地域別計画」が入るものである。修正する。 【委員】 ２ページ目の２つ目の■に、「各施策が SDGs の具体的な目標にどのように貢献するかを明示する」とあるが、その前提として、SDGs の原則「誰一人取り残さない」の説明を入れるべきではないか。 また、前回の総合計画では「本市を取り巻く社会情勢の変化に対応した計画の策定」があったが、今回の案にはないのには意図があるか。 【事務局】 SDG s の基本的な説明をどこかのページに入れるよう検討する。 ２点目については、資料１ ページ目下部に記載している。 【会長】 他にはあるか。 【委員】 質問等なし。 ②人口と世帯数の推計 【事務局】 次に、人口と世帯数の推計についてである。こちらは前回審議した内容を基に、説明を加える形で作成した。 実際の印刷物として仕上げる際には、紙面のレイアウトを考慮しつつ、グラフを見やすくする等の工夫を加える予定である 前回説明した通り、将来の人口は約 60 万人でほぼ横ばい推移となるが、長期的には若干の減少が見込まれる。世帯数もほぼ横ばいで推移するが、令和 31 年の 28.6 万世帯をピークに緩やかに減少すると予測されている。また、外国人比率は増加が見込まれ、令和 6 年では 7.1%だが、令和 41 年には 21.5%に達すると推測されている。 【会長】 ただ今の説明について、委員から意見・質問等はあるか。
--	---

	【委員】 川口市自治基本条例をベースとすると、関係人口も大きなポイントとなる。関係人口の推計はできないのか。 【事務局】 統計から川口市への出勤者数等の数値を出すことは可能だが、関係人口の定義が定まっていないため関係人口全体としての推計は難しい。 【会長】 他にはあるか。 【委員】 質問等なし。 ③将来都市構造 【事務局】 次に、市域の都市構造の将来像について掲載する予定であるが、この項目の内容については、今後、各論の議論において、めざす姿の7番目にて計画的なまちづくりについて審議する際に、同時に審議するため、現時点では保留とする。 ④施策・単位施策の一覧 【事務局】 資料3において、単純な表の形でお示ししている。現計画の緑の冊子の32～33ページに掲載されているものに相当する内容であり、このようなイメージでの全ての施策とそのもとに展開される単位施策を一覧にすることを想定している。 現計画では6つであつためざす姿が、8つに。その下に展開される施策の案としては、現計画の23施策が26施策に。さらに、それぞれの施策のもとに具体的に展開していく単位施策は、現計画の67から78に増える案となっている。 これらの施策体系の案については、分野と具体的な担当部局について全部局に確認を行ったうえで整理したものである。単位施策として記載している項目は、各分野で取り組んでいく施策として、大きな括りでのタイトルをつけたようなものとなっている。 今後は、78の単位施策について、これからの10年間で取り組む内容を、
--	--

	各部局において、より具体的にブレークダウンして記載していくとともに、達成を目指す数値目標や、SDGs のゴールについても明示していくことを予定している。 【会長】 ただ今の説明について、委員から意見・質問等はあるか。 【委員】 めざす姿 1 の施策 3 の単位施策①に「重層的支援体制」とあるが、イメージしにくい。地域福祉を想定しているのであれば、地域福祉には重層性だけでなく、様々な主体のネットワークが必要であるため、「重層的」だけでは不十分ではないか。 めざす姿 8 の施策 2 の単位施策④「人材の育成・活用と組織の最適化」について、ここに「採用」は入れなくてよいのか。採用に課題を持つ自治体が増えてきており、特別区でもよい人材を採用するのが難しくなっており、採用に力を入れて対応している。こうした状況の中で、よい人材を採用して育成するという視点が必要なのではないか。 【事務局】 1 点目について、重層的支援体制整備事業は厚生労働省が進めている事業名で、地域での相談体制づくりも含むものであるが、もう少し分かりやすい表現の検討をしたい。 2 点目について、「人材の育成」と記載しているが、人材の確保、採用も含んだ内容であるため、はっきりと分かる表現を検討したい。 【委員】 めざす姿 3 の施策 2 の単位施策④「誰もが適切な教育を受けられる環境の充実」について、「適切な」を除いて「誰もが教育を受けられる環境の充実」とするのがよいのではないか。 【事務局】 部局とも確認した上で、意味が正しく伝わる表現としたい。 【委員】 委員の質問に関連して、「適切な」という表現は、「それぞれの子どもに合わせた」という趣旨であると理解しているがどうか。
--	--

【事務局】

「適切な」の意図も含め部局に確認し、表現を検討する。

【委員】

議事（１）基本構想ではめざす姿１～８までの各項目について、前回審議会での指摘を踏まえた修正としては概ねよいと思うが、これと施策・単位施策案の間に整合性はあるのか。基本構想の内容と施策体系がどう結びつくのかを確認し、ブレや不足がないことを確認してほしい。

【事務局】

今後、各部局で施策体系の具体的検討を行う中で、基本構想と過不足なく整合していることを確認しながら進めていきたい。

【委員】

施策体系のめざす姿６について、「みどりや生物が豊かで」とあるが、川口市には豊かとはいえない都市エリアもあるため、違和感がある。前回計画の「都市と自然が調和した」の方がしっくりくるがどうか。

環境分野については、国では生物多様性、脱炭素、循環型社会の３本柱で取り組んでいるが、めざす姿６の施策案ではこれらが混在している印象がある。川口市はゼロカーボンシティ宣言もしているため、「ゼロカーボンシティ」といった文言も入れ、分かりやすい表現とするのがよいのではないか。また施策３つ目「清潔で美しいまちづくり」については、「廃棄物の減量化」も必要になるのではないか。

【事務局】

１つ目については、「都市と自然の調和」という表現については再検討したい。２つ目については、「ゼロカーボンシティ」のキーワードをどこに入れるか検討したい。３つ目の「廃棄物の減量化・再資源化」については、単位施策①において項目出しをしているが、示し方について再検討したい。

【委員】

「こども」と「子ども」の表記の違いについてどう考えるか。

【事務局】

「こども」の表記については、これまで一般的には「子ども」が多く使わ

れていたが、こども家庭庁の発足にあたり、国において「こども」を使用するという方針が出された。本市でも「川口市こども未来計画」を策定中であるが、「こども」を使う方向性となっている。

【委員】

本日の議論では、現計画と比較することが増えている。例えばめざす姿1では単位施策③が新設されている。こういった変更点は思い入れが強いものと思われるので、現計画と比較して新しくなっているところをマーカーやアンダーラインで示すとわかりやすいのではないかな。

【事務局】

次回以降の参考にさせていただきたい。

【委員】

めざす姿5の施策2について、本市のものづくり産業は確かに歴史と伝統があるが、事業者数自体はかなり減っているため、「集積」とするのは適切か。ものづくり産業の事業者数が減少傾向でサービス業等は増加傾向であるという川口市の産業構造の変化を踏まえ、表現を検討してほしい。

【事務局】

担当部局とも相談し、検討したい。

【会長】

業種別の事業所数等のデータはあるのか。

【委員】

統計データが出ている。

【事務局】

データを確認する。場合によっては商工会議所にも相談させていただきたい。

【委員】

近年、ADHD等の発達障害が増えていると言われている。子どもだけでなく、大人になってわかるケースもある。青年期になってから気づいて引きこもり等になると、復帰が難しいこともある。テーマ自体はこども・子育て

	て支援に入ると思うが、その延長として大人になってからの対応をどこに位置付ければよいか。産業分野等にも位置づけられないか。難しいが考えていただきたい。 【事務局】 該当分野としてはめざす姿１の施策３の中に含まれると考えられるが、産業・雇用などにも広がっていくと考えられるため、それを含めて検討したい。 【委員】 障害者団体の保護者から、こどもたちが１８歳になると支援が終わってしまい、市内で働きたくても働けないといった事情があると聞いた。経済団体を含めて、障害を持っている人が市内で働けるように検討してもらいたい。 めざす姿３の施策３の単位施策②の「多様なこどもの居場所」の「多様な」は何を指すのか。また、単位施策④の「支援」の具体的内容は何かを説明してほしい。 【事務局】 単位施策②の「多様な」は「居場所」に係ると思われる。誤解のないよう、形容詞の場所の検討をする。 単位施策④の具体的な支援内容については、今後の各論の検討において、担当部局にお尋ねいただきたい。 【委員】 単位施策②について、「多様な」の位置は深刻な政策選択に関わる問題である。「多様なこどもが一緒にいられる場所をつくる」とことと、「こどもを分けて多様な居場所をつくる」とことでは意味が大きく異なる。大きな論点を含んでいるため、所管課によく確認してもらいたい。 【事務局】 多様な居場所をつくることと、インクルーシブも踏まえて多様なこどもが利用できる居場所をつくることの、いずれも必要であると考えている。分かりやすい表現を検討したい。 【委員】
--	--

	8050 世帯で苦しんでいる方々もいる。それらの方々への支援は、めざす姿 1 の施策 3 に入るのか。「役割を持てる」といっても厳しい面もある。 【政策審議室】 基本的には 1－3 に入るものと考えている。「重層的支援」における「複雑・複合的な相談体制」の中で対応することになるかと思うが、検討したい。 【会長】 他にはあるか。 【委員】 質問等なし。 3. その他 【会長】 次回第 5 回の審議会は、4 月 15 日火曜日の午後 2 時から、会場は本日と同じ第一本庁舎 601 会議室開催となる。 その他、委員から何かあるか。 【委員】 質問等なし。 【事務局】 手元の審議会開催スケジュール（案）についてである。 第 5 回審議会の開催日を令和 7 年 4 月 15 日火曜日、14 時からと決定した。なお、令和 7 年度以降の会議に関しては記載の通りである。 また、今後予定されている総合計画各論の審議の場には、担当部局の部長等が出席する予定である。それにあたり席のレイアウトが変更になる予定である。 4 閉会
--	---